

岐阜県地域協働水質改善事業実施要領

第1 事業目的

本事業は、地域の小河川が抱えているミズワタの発生、着色、濁りなど河川環境保全上の課題に対して、地域住民、事業者、市町村等の協働により流域が一体となつて行う水質等の改善を図る活動（以下「地域協働水質改善活動」という。）を支援することを目的とし、事業の実施については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）及び清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付金要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領で定めるところによる。

第2 支援の対象とする活動

- 1 地域協働水質改善活動（以下「水質改善活動」という。）の実施主体が、次に掲げる各号のいずれも満たす流域において、その流域に係る地域住民、事業者、市町村その他の関係機関が協働で当該流域の水質等の改善を図ることを目的に設置又は設置が予定されている団体（以下「地域水質改善協議会」という。）であること。
 - (1) 当該流域に河川環境保全上支障となるミズワタの発生、着色、濁り等が認められること。
 - (2) 当該流域の水質に影響を与え得る排出源として工場又は事業場が立地し、当該施設は水質汚濁防止法等関係法令に定める排水基準を遵守していること。
 - (3) 当該流域には、地域住民の生活に起因する生活排水が流入していること。
- 2 支援の対象とする水質改善活動（以下「改善活動」という。）は、1に定める地域水質改善協議会（以下「協議会」という。）が平成24年度から28年度までに実施する活動であつて、次に掲げる活動のいずれも含み、かつ、他の流域の水質改善のためのモデルとなるものとする。
 - (1) 当該流域の河川環境改善活動
 - (2) 協議会を構成する工場又は事業場の排水に係る汚濁負荷削減活動
 - (3) 協議会を構成する地域住民が当該流域に排出する生活排水に係る汚濁負荷削減活動

第3 支援の内容

県は、改善活動に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 予算の範囲内で補助金を交付すること。
- (2) 対象となる流域に関する環境調査の実施、水質改善策の提案等の技術的な助言又は指導を行うこと。
- (3) 支援事業を行う協議会の設置、運営等に関して、助言又は指導を行うこと。

第4 改善活動の応募

改善活動の応募は、協議会を構成する市町村長（設置が予定されている場合は、設置された場合に構成することとなる市町村長）が、知事に対し別記様式1を提出して行う。

第5 改善活動の採択

知事は、前項の規定により応募のあったもののうちから、次に掲げる基準に照らし、支援を行うことがもっともふさわしいものを改善活動として採択し、別記様式2により通知する。

- (1) 当該流域の水質状況を改善するためには法的な規制だけでは困難であり、協議会の活動が有効であること
- (2) 当該地域において当該流域の水質状況改善への要請が高いこと
- (3) 協議会の自主的かつ活発な活動が期待できること
- (4) 事業完了時に当該流域の水質改善の効果が期待できること
- (5) 他地域でも同様の問題があり、先行事例としての効果が期待できること

第6 協議会の設置

市町村長は、応募した改善活動が採択された場合は、速やかに協議会を設置するものとする。

第7 改善活動基本計画の作成

協議会は、会の承認を得て平成24年度から28年度までの改善活動基本計画を策定し、改善活動基本計画承認申請書（別記様式3）により知事の承認を得るものとする。

第8 改善活動基本計画の内容の変更

- 1 協議会は、第7に規定する改善活動基本計画の内容を変更する必要がある場合は、知事に対し改善活動基本計画内容変更協議書（別記様式4）により変更を協議すること。
- 2 知事は、1の届出があった場合において、その内容を審査し、事業趣旨から大きく逸脱していないことが認められる時は、この変更を承認するものとする。

第9 改善活動実施計画書の提出

協議会の承認を受けて改善活動に係る事業を実施する者（以下「改善活動実施者」という。）は、協議会の承認を得て当該年度の改善活動実施計画を策定し、別記様式5により、知事に提出しなければならない。なお、第12条第1項の規定による補助金交付申請を行う場合は、これに代えることができる。

第10 改善活動実施報告書の提出

改善活動実施者は、当該年度の事業終了の日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、事業実施報告書（別記様式6）により知事に報告しなければならない。なお、第18条第1項の規定による補助金実績報告を行う場合は、これに代えることができる。

第11 補助金の交付対象

補助対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、補助金	補助対象経費の 1 / 2 以内

第 1 2 補助金の交付申請

- 1 補助金の交付申請は、協議会の承認を得た後、要綱第 4 条の規定により行う。
- 2 要綱別表第 1 の交付申請書添付書類の欄に定める「岐阜県地域協働水質改善事業実施要領に定める書類」は、次のとおりとする。
 - (1) 改善活動実施計画書（別記様式 5）
 - (2) 収支予算明細書（別記様式 7）
 - (3) その他知事の必要と認める書類
- 3 知事は第 1 項の規定による補助金交付申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（別記様式 8）により通知する。

第 1 4 改善活動実施計画の変更等

- 1 改善活動実施者は、補助金交付決定書を受けた後に、要綱別表 2 に掲げる変更を行うときは、協議会の承認を得た後、要綱第 5 条第 4 項に規定する承認申請書に次の書類を添付し、知事に申請しなければならない。
 - (1) 補助金交付申請書の添付書類のうち、当該変更に係るもの
 - (2) 補助金交付決定通知書の写し
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、計画変更承認通知書（別記様式 9）により通知する。

第 1 5 補助金の変更交付申請

- 1 改善活動実施者は、補助金交付決定通知書を受けた後に、補助金の額に変更が生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書（別記様式 1 0）に次の書類を添付し、知事に申請しなければならない。
 - (1) 補助金交付申請書の添付書類のうち、当該変更に係るもの
 - (2) 補助金交付決定通知書の写し
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、補助金変更交付決定通知書（別記様式 1 1）により通知する。

第 1 6 補助対象改善活動の着手

- 1 事業の着手は、補助金の交付決定を受けた後でなければならない。ただし、やむを得ない場合は、補助金の交付決定を受ける前に事業に着手することができる。
- 2 補助金の交付決定を受ける前に事業に着手しようとするときは、交付決定前着手届（別記様式 1 2）を知事に提出しなければならない。

第17 広報の実施

- 1 改善活動実施者は、事業の実施にあたり、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した事業である旨を表示するとともに、参加者又は事業の実施場所周辺の住民等に対し周知に努めるものとする。
- 2 市町村は、事業実施後、広報紙やホームページ等広報媒体を活用し、事業の目的や内容、効果について広報に努めるものとする。

第18 実績報告

- 1 補助事業に係る実績報告は、要綱第8条の規定により行う。
- 2 要綱別表第1の実績報告書添付書類の欄に定める「岐阜県地域協働水質改善事業実施要領に定める書類」は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実施報告書（別記様式6）
 - (2) 経費明細書（別記様式13）及び支出の証拠書類
 - (3) 当事業で購入した単価5千円以上の物品（補助対象経費で購入した物品に限る。）がある場合は、用器具等管理台帳（別記様式14）

第19 実施結果の公表

知事は、改善活動で実施された事業の内容を毎年度ごとに公表する。

第20 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附則

この要領は、平成24年4月24日より適用する。

附則

この要領は、平成25年4月1日より適用する。